

(令和6年1月17日現在)

(単位:円)

## 裁判官・検察官の給与月額表

裁判官	検察官	報酬・俸給	地域手当	扶養手当	初任給		月額合計	6月期 期末手当	6月期 勤勉手当	12月期 期末手当	12月期 勤勉手当	年収合計額
					調整手当							
最高裁長官		2,016,000	403,200				2,419,200	5,791,968		5,791,968		40,614,336
最高裁判事	検事総長	1,470,000	294,000				1,764,000	4,223,310		4,223,310		29,614,620
東京高裁長官		1,410,000	282,000				1,692,000	4,050,930		4,050,930		28,405,860
高裁長官	東京高検検事長	1,306,000	261,200				1,567,200	3,752,138		3,752,138		26,310,676
	次長検事、検事長	1,203,000	240,600				1,443,600	3,456,219		3,456,219		24,235,638
判 1	検 1	1,178,000	235,600				1,413,600	1,294,033	2,090,361	1,294,033	2,090,361	23,731,988
判 2	検 2	1,038,000	207,600				1,245,600	1,140,243	1,841,931	1,140,243	1,841,931	20,911,548
判 3	簡○ 検 3	968,000	193,600				1,161,600	1,063,348	1,717,716	1,063,348	1,717,716	19,501,328
判 4	簡 1 検 4	820,000	164,000				984,000	900,770	1,455,090	900,770	1,455,090	16,519,720
判 5	簡 2 検 5	708,000	141,600				849,600	777,738	1,256,346	777,738	1,256,346	14,263,368
判 6	簡 3 検 6	636,000	127,200				763,200	698,646	1,128,582	698,646	1,128,582	12,812,856
判 7	簡 4 検 7	576,000	115,200				691,200	632,736	1,022,112	632,736	1,022,112	11,604,096
判 8	検 8	518,000	103,600				621,600	569,023	919,191	569,023	919,191	10,435,628
	簡 5	440,400	90,080	10,000			540,480	775,182	911,738	775,182	911,738	9,859,600
補 1	簡 6 検 9	423,000	86,600	10,000			519,600	745,041	875,715	745,041	875,715	9,476,712
補 2	簡 7 検 10	389,300	79,860	10,000			479,160	686,664	805,948	686,664	805,948	8,735,144
補 3	簡 8 検 11	367,100	76,120	13,500			456,720	614,886	715,019	614,886	715,019	8,140,450
補 4	簡 9 検 12	343,800	71,460	13,500			428,760	576,913	669,636	576,913	669,636	7,638,218
補 5	簡 10 検 13	322,400	67,780	16,500	19,000		425,680	569,272	456,034	569,272	456,034	7,158,772
補 6	簡 11 検 14	307,900	64,880	16,500	30,900		420,180	544,759	435,524	544,759	435,524	7,002,726
補 7	簡 12 検 15	291,400	61,580	16,500	45,100		414,580	516,866	412,185	516,866	412,185	6,833,062
補 8	簡 13 検 16	282,200	59,740	16,500	51,400		409,840	501,314	399,171	501,314	399,171	6,719,050
補 9	簡 14 検 17	263,500	56,000	16,500	70,000		406,000	450,334	356,515	450,334	356,515	6,485,698
補 10	簡 15 検 18	254,800	54,260	16,500	75,100		400,660	436,266	344,744	436,266	344,744	6,369,940
補 11	簡 16 検 19	249,400	53,180	16,500	83,900		402,980	409,203	322,100	409,203	322,100	6,298,366
補 12	簡 17 検 20	244,000	52,100	16,500	87,800		400,400	400,869	315,126	400,869	315,126	6,236,790
		233,000	49,900	16,500			299,400	383,890	300,919	383,890	300,919	4,962,418
		226,500	48,600	16,500			291,600	357,210	278,595	357,210	278,595	4,770,810

(注)

- 1 裁判官及び検察官の項中、「判」、「補」、「簡」、「検」及び「副」は、それぞれ判事、判事補、簡易裁判所判事、検事及び副検事を示し、○印は、裁判官の報酬等に関する法律第15条の報酬又は検察官の俸給等に関する法律附則第3条の俸給を、アラビア数字は、前記両法律別表の号を示す。
- 2 地域手当は、東京都(特別区)(支給割合:20%)の場合の月額による(東京都(特別区)は1級地に該当)。
- 3 扶養手当は、配偶者(3,500円又は6,500円)及び子1人(10,000円)を扶養親族とする場合の月額による。
- 4 初任給調整手当は、副検事には支給されない。
- 5 「補5、簡10、検13、副8」から「補12、簡17、検20、副15」までの「月額の合計」及び「年収合計額」の各欄は、初任給調整手当を受ける者についての額を掲げた。
- 6 期末手当及び勤勉手当は、各支給月ごとの月額を掲げた。  
ただし、「高裁長官」及び「次長検事・検事長」以上の者は、期末手当(3:4月分)のみで、勤勉手当の支給はない。また、「判1~8」、「簡〇~4」、「検1~8」及び「副〇~2」の者は、期末手当(1:3月分)及び勤勉手当(2:1月分)を、「補1~4」、「簡5~9」、「検9~12」及び「副3~7」の者については、期末手当(2:05月分)及び勤勉手当(2:45月分)を、「補5」、「簡10」、「検13」及び「副8」以下の者については、期末手当(2:45月分)及び勤勉手当(2:05月分)をそれぞれ掲げた。  
なお、これらの手当の算定の基礎となる給与には、「補2」、「簡7」、「検10」及び「副5」以上の者については報酬又は俸給月額の25%を、「補3、4」、「簡8、9」、「検11、12」及び「副6、7」の者については報酬又は俸給月額の15%を加算した上、これらの者については更に報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の20%を加算し、「補5~8」、「簡10~13」、「検13~16」及び「副8~11」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の15%を、「補9、10」、「簡14、15」、「検17、18」及び「副12、13」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の10%を、「補11、12」、「簡16、17」、「検19、20」及び「副14~16」の者については報酬又は俸給月額にこれに対する地域手当を加えた額の5%を加算した。